

ばば こうへい 議員	一般質問 . . . 1
森下 よしみ 議員	一般質問 . . . 9
みつなが 敦彦 議員	一般質問 . . . 15
他会派の質問項目 24

●京都府議会 2020年11月定例会一般質問が12月9日、10日、11日に行われ、日本共産党のばばこうへい議員、森下よしみ議員、みつなが敦彦議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

ばば こうへい 議員 (日本共産党 京都市伏見区) 12月9日

日本共産党のばばこうへいです。通告している数点について、知事並びに関係理事者に質問します。まず、コロナ禍での地域経済復興、特に住宅改修への助成制度についてです。

コロナ禍での中小零細事業者への支援制度の拡充を

【ばば議員】この間、本府の中小企業関連団体を回ってお話をお聞きしてきました。新型コロナによる影響が更に長期化し、地域経済への影響が深刻になる中で、国や府などの補助金や融資制度を利用してギリギリのところで事業を継続し、雇用を守っている実態がどの団体でも報告されました。同時に、第3波の広がりや補助金などが期限を迎えるなど、先行きが見通せない中、雇用調整助成金の特例の延長など、越年対策や中長期的な展望を描くことが出来る支援策の必要性が強調されました。京都府中小企業団体中央会が行った緊急アンケートは、こうした京都経済の実態を如実に表しています。88%以上の企業が「売り上げが減っている」と答え、その内訳は3割以上の影響を受けているとの回答が47%、1～3割減も含めると80%に上っています。また、国・府・市に求める施策についての項目では、各種補助金や助成金を求める声が約4割にも上っています。さらに、中小企業家同友会では、当初は「夏ごろには収束するのでは」という企業が多かったものが、最近では多くの企業が長期化を予想し、2～3年かかるとの声が多くなっているといます。ギリギリのところで踏ん張って、地域の雇用など地域経済を支えている中小企業に対して、越年対策などの短期的な対策に加えて、抜本的な地域経済対策を本府としても考える必要があるのではないのでしょうか。

ある経済団体の方は、「上澄みだけを救う対策ではもうダメ」とおっしゃいました。コロナ禍を通じて改めて地域経済を底からしっかりと温める、地域の中で仕事やお金が回る対策が根本から問われているのではないのでしょうか。このことは、本府のコロナ対策での支援策の現場での受け止めを見ても明らかです。府の再出発補助金などは持続化給付金に比べれば額は少額ですが、減収要件なしで中小企業・事業所であれば、かなり幅広い取り組みが対象となりました。商店街再出発設備投資補助金も、中小規模であることと商店街加盟であることが要件で、コロナ対策として店舗改修も含む幅広い事業が対象となりました。ある個人タクシーの組合では、車内の抗菌・抗ウイルス処理をするために制度を利用され、府内の施工業者の方とともに「地域の仕事にもなる。こういう制度がいい。」と話されました。コロナ対策など、必要な対策への支援が結果として地域の仕事を作ることにつながるという循環が生まれています。

そこで伺います。コロナ対策にとどまらず、地域経済の振興を進めるうえで、地域の中で好循環を生み出すという観点が極めて重要と考えますが、知事のご所見をお聞かせください。

同時に、感染の第3波による感染者の急増、影響の長期化が中小零細事業者に深刻な影響を及ぼしており、府としても支援制度の充実や固定費助成など新たな補助制度の実施が求められていると考えますが、いかがですか。

地域経済対策としての住宅改修助成制度の実施を

【ばば議員】 地域循環という点で、全国でも多くの先行例が作られているのが住宅改修への助成制度です。私は、先日、京丹波町と与謝野町でお話を伺ってきました。京丹波町では、2011年に制度をスタートして、昨年度で終了予定だったものを、地域経済の状況を勘案して1年延長して実施をされておられます。2011年以降での利用は、のべ890件、6100万円、今年度だけでも84件、529万円の利用があり、町内企業の約半分27業者が受注しています。総工事費との単純計算で、予算額の14~17倍の経済効果がでていたとのことでした。与謝野町では、かつて実施していた事業を、コロナ対策として来年まで復活させておられます。10月1日の受付開始以降、162件の利用で1740万円の利用があるそうです。給湯器の交換、トイレの更新などの利用が多く、それでも全体で1億7000万円をこえる工事が生まれていると伺います。お話を伺ってどちらでも共通していたのは、住生活の改善という住民の暮らしへの支援を地元企業の仕事起こしに結び付けることが出来る、地域内での循環を生み出すことが出来るということでした。事業設計でも様々な工夫が凝らされています。例えば、地元企業への発注が要件であることはもちろん、与謝野町ではエアコンの交換や電気給湯器の更新も対象にしていますが、量販店での利用はできません。その代わりに、量販店での割引にも対抗できるように補助率を15%に設定しているとのことでした。

これまで、知事は「耐震性の向上や介護の予防、また府内産木材の利用促進など政策目的を明らかにした上で実施している」としてきました。しかし、京丹波町や与謝野町では、地元の業者が「地元の業者でやったら補助金が出ますよ」と営業に回ることが出来る喜んでいただいていたことが、そういう事業は残念ながら府の制度にはありません。さらに、与謝野町での利用は先ほど紹介したように、給湯器やトイレの交換・修繕が多く、京丹波町の制度はいくつかメニューがある中で、半数以上は「耐久性向上」になっており、屋根の修繕や外壁の塗り替えなどだそうです。住宅に手を入れることはハードルが高く、生活上どうしても手を入れないといけないところから手を付ける。逆にそこに支援があることが制度利用の要因になっているのです。

コロナ禍で、地域経済全体の底上げが求められる時だからこそ、地域で仕事やお金を回す経済対策としてぜひ住宅改修への助成制度を検討すべきと考えますが、知事のご所見をお聞かせください。さらに、商店再出発設備投資補助金は、実質の商店リフォーム助成とも呼べる内容で、再度実施すべきと考えますが、いかがですか。

【答弁・知事】 地域経済対策についてでございます。京都の中小企業や府内経済の振興のために、府内の需要を府内の企業が担う、地域内循環のとりくみが必要なことは認識しております。このため、京都府では公契約大綱にもとづく府内企業への発注の促進、京都産酒米による京の酒造りの推進などに取り組んでいる他、今回のコロナ禍でも地元企業に需要が急減した伝統産品を購入していただく「京もの指定工芸品購入支援事業」の実施など、府内企業の仕事づくりに取り組むことで振興をはかってまいりました。しかしながら、例えば、ものづくり分野では伝統産業から

先端産業まで国の内外から必要な原材料や部品を調達し、京都の高い文化力や技術力で高付加価値化をはかり、内外のマーケットで販売することで産業の成長を実現してまいりました。このことからご理解いただけるとおり、府域内に限定された地域内循環政策だけでは京都経済を支えることは困難だと考えております。今後とも、産業の特性や需要の動向を十分把握し、施策の有効性を十分検討した上で、京都産業の大勢を占めております中小企業の振興に、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

【答弁・鈴木商工労働観光部長】支援制度の拡充や新たな助成制度の創設についてでございます。京都経済の状況につきましては、知事から成宮議員へお答えいたしましたとおり、なお厳しい状況が続いていると考えております。そのため累次に渡り予算を御議決いただき、事業継続と雇用維持に全力をあげて取り組んでまいりました。今議会においても、緊急応援補助金の増額、冬の閑散期を迎える観光関連事業者への支援、京都未来塾の追加実施など、府内事業者がコロナ禍を乗り越えていただけるための予算を提案いたしております。なお固定費の中でも、負担が大きい家賃につきましては、国の家賃支援給付金で支援しており、さる11月5日にも全国知事会を通じ対象月を増やすなどの拡充を増やすなどを要望したところであります。

次に、住宅改修への助成制度と商店街再出発設備投資補助金についてでございます。京都府が実施いたします、住宅改修への各種助成制度や商店街再出発設備投資補助金は、それぞれの政策目的にそって制度化したもので、地域経済の循環を目的とした制度ではございません。住宅改修については、それぞれの助成制度において住宅の耐震性の向上による防災対策や再生可能エネルギー設備の設置による環境対策に資することなどを目的として助成しているところでございます。また、商店街再出発設備投資補助金は、緊急事態宣言が解除された後に、商店街の店舗がおこなう業界ガイドラインに沿った感染防止対策を支援することを目的としたものでございます。

多くの要望にお応えするため、予算額拡充して補助を行い、地域商業の中心であります商店街の安心安全な環境づくりにつながったと考えております。商店街に対する支援につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況をふまえ、時期に応じて必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

【ばば議員・再質問】好循環の必要性については認識しているということで、一方で地域経済循環だけではダメなんだというお話がありましたが、地域内循環ですべてをやれと言っているわけではなくて、今度の再出発補助金制度や商店街再出発設備投資補助金は循環をめざしたものではないと言われましたが、結果として地域の中で循環が生まれた、地域の中で多くのところで喜ばれているんだという実態に目を移せば、特に地域内循環が求められている中で、こうした制度があるんではないかと思っています。

2010年から実施している秋田県では、制度の中身は手を加えたりされていますが、県の制度に県内の市町村が上乘せをしたり、横出しをしたりして充実されています。地域内での循環を生み出す市町村の取り組みを県の制度が後押しするきっかけにもなっているわけです。

経済効果は、実施した自治体では工事費だけでも予算額の10～20倍以上と言われております。他の産業への効果も含めればさらに経済効果は大きくなります。

こうした経済効果が示されていることについてはどのように考えているのか、再度答弁をお願いします。

【再答弁・商工労働観光部長】 ばば議員の再質問にお応えいたします。こうした住宅、商店街再出発に関します助成事業は、結果として地域の事業者に仕事が回っていることは否定するものではありません。私もこうした施策を通じて、商店街でございましたら再出発に当たりまして感染防止に留意を頂く事業者の皆さん方が広がっていく、そうした安心安全な環境をつくっていくといったことで大きな成果を上げているというふうに考えています。今後とも助成制度の実施にあたりましては、感染状況、病院への逼迫状況を総合的に勘案しながら、適切な施策をとっていきたいと考えております。

【ばば議員・指摘要望】 住宅改修の助成制度の経済効果の大きさについてどう考えるのかについてお聞きしたんですけれども、そこについてはご答弁をいただけませんでした。地域内循環だけではダメなのはもちろんですけれども、今度のコロナの影響を受けて今制度の利用状況から見てもそうですし、地域全体の底上げをしていくといううえでも、こうした制度は必要だと思うんです。

新型コロナによる地域経済への深刻な影響からも、これまでの経済政策がいかに地域経済の主体である中小零細事業者が中心におかれてこなかったのかをまざまざと示しています。根本的な転換が必要で、そのためには「地域全体をどうやって引き上げるのかの底上げ」「市町村との連携」は不可欠です。その二つを兼ね備え、多くの実績が全国で広がっている。こうした住宅改修助成制度について、ぜひこの際、しっかりと検証し、実施していただくよう強く求めておきたいと思えます。

北陸新幹線延伸計画に対するルート延伸の住民意見を受けとめよ

次に、北陸新幹線の延伸についてお聞きします。

昨日、成宮議員が代表質問でもふれられましたが、9月29日、鉄道・運輸機構が北陸新幹線の敦賀―新大阪の予定ルートとしている南丹市美山町の田歌区の皆さんが、住民総会を開いて全会一致で「環境影響調査の受け入れを見合わせる」ことを決議し、機構に通告をしました。そして、先月10日には、京都府と南丹市に対して、多量の工事車両の通行や、残土の問題、ルート選択の理由などを明らかにすることを求める公開質問状を提出されました。

美山町では、移住者も含めた有志の皆さんが「新幹線問題を考える有志の会」を立ち上げ、全国の新幹線計画で起こっている問題などを自分たちで調査し、学習会などを重ねてこられました。その背景にあるのは、鉄道・運輸機構が実施した説明会でも、「なぜこのルートになったのか」「どんな影響があるのか」など、基本的なことが全く分からないということがあったといいます。そして、自分たちで調べていくうちに、工事によって出てくる残土の処理の問題、大量の工事車両の通行の問題などが見えてきて、「自分たちの生まれ育った美山の環境が台無しになるのではないか」「これからも豊かな自然の中で子育てをしたい」という声が増えてきたとのことでした。田歌区の区長さんもIターンで美山にやってこられた方ですが、「豊かな自然環境で暮らしたいという人たちを呼び込むことが出来る地域」「実際に田歌区では16世帯がIターン」「未来の可能性のある地域。そこを犠牲にするのは間違っている」と話されます。

同じく予定ルートに位置する右京区京北でも、住民が鉄道・運輸機構に対して、署名422筆を添えて開催を求めた地元説明会では、「大量のダンプが何年も走るのか」「中止も含めた代替案はあるのか」などの質問が飛び、参加者からは「不安は解消されない」との声が出されるなど、住民生活や地域環境への影響の不安、まともな説明がなされないことへの怒りは広がっています。

そこでお伺いします。知事は昨日の答弁でも改めて「日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たし、関西全体の発展につながる国家プロジェクト」として推進の姿勢を示す一方、府民から上がる不安の声に対しては、「自然環境、住生活の保全が十分に図られるようしっかりと必要な意見を提出する」など、正面から受け止めることに背を向けられました。しかし、機構が示す予定ルート区域内にお住いの住民から、集落全体の総意として明確な意思が示されたわけですが、知事はこうした住民の意思をどのように受け止めるのかご所見をお聞かせください。

さらに、美山や京北の皆さんが心配されている一つに工事に伴う大量の残土の問題があります。計画概要で143キロの総延長のうち、実に80%がトンネル区間と言われており、府域の広い範囲で長大トンネル工事が行われる計画になっています。府の環境影響評価専門委員会の委員も試算として、残土が「少なく見積もっても880万立法メートル」にのぼり、「他の公共事業での有効利用で処理できる量ではない」と指摘しています。声の上がっている地域以外でも同様に住民生活などへの影響が予想されます。土砂の運搬はどうなるのか。土砂の仮置き場はどうなるのか。最終的な処分のめどはあるのか。極めて基本的なことですが、そうしたことについて、「詳細ルートが決まらなると正確にはわからない」「影響を軽減できるようにする」というのが機構の説明です。

そこで伺います。こうした基本的なことについて、全く説明されていないことについて知事はどのように考えていらっしゃるのかお答えください。同時に、こうした基本的なことも明らかにせずに環境アセスを受け入れろということには無理があると考えますが、知事はどのように考えているのかお聞かせください。

コロナ禍から米価対策と種苗法改悪について

次に、農業問題について2点、コロナ禍での米価対策と、種苗法改悪についてお伺いします。

コロナの影響でコメの需要が大きく減り、2020年産米の価格が、数百円～1000円を超える下落になっていることが報道されています。京都府の米作りの現場では、府北部地域のある農業法人では、地域を守るためにと法人化もして頑張っている代表は、給料は時給換算するとわずか200円にしかなりません。他にも農業機械のオペレーターを確保したら、他の役員には2000円程度しか払えない法人など、厳しい状況が続いています。そこへコロナの影響による米価の下落が追い打ちをかけ、まさに、営農を続けられるかどうかという瀬戸際にあるといわなければなりません。ブランド化や規模拡大は進めてきましたが、あくまで京都の農業の中心は中山間地の小規模農家のコメ作りです。コメ作りが続けられなくなれば地域そのものが立ち行かなくなります。地域を守るためにも対策が急がれます。ところが、そうした中で国は、11月に発表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で、2022年産米の生産目標を693万トン、生産調整上積み30万トンと、農家には大幅な減反を示す一方で、ミニマムアクセス米は77万トンを維持するとしています。

そこでお伺いします。新型コロナによるコメ需要の減が10万トンとされています。国に対して、ミニマムアクセス米を削減してでも、緊急の米の買入れで農家の底ぎさえを行うよう求めるべきと考えますがいかがですか。

12月3日に種苗法の改正案が、衆参合わせてわずか10時間という短い議論で採決され、自民党・公明党・日本維新の会などの賛成により可決・成立されました。

種苗法改悪の問題については、9月議会で我が党原田議員の質問に対して、農林部長は「今回の改正は海外流出を防止することと、権利侵害を立証しやすくすることが柱」「8割以上が国や都道府県の登録品種や制限を受けない一般品種で影響は限定的」と答弁されました。

しかし、サツマイモなどは、すべてを苗で購入するのではなく、種芋を「伏せ込み」という作業で発芽させ、出てきたツルを畝に植え付けることで育てるのが一般的です。これをすべて苗から買うこととなると、その経済的負担は倍では済みません。さらに、サツマイモ栽培の基本は、種芋の選別と、伏せ込みでいかに良質の苗を作るかということで、ここには農家が長年培ってきた技術が詰まっています。種苗法の改悪は、海外流出を口実に、乱用防止の手立てもなく育成者の権利を強化する一方で、これまで当然のこととされてきた農家の種取りを原則禁止とし、農家の栽培技術を奪うものに他なりません。また、新たに許諾料を払うことになれば、農家の負担が増えるのは明らかです。

海外への流出や、無断使用を防ごうと思えば、農林水産省自身もこれまでから言ってきたように、海外で品種登録するしかありません。にもかかわらず、農家の経済的負担や培ってきた栽培技術を無視して、自家増殖を原則禁止にするのはいったいなぜなのか。一昨年、種子法が廃止され、都道府県などが種子を作り、維持するという公的種子事業は法的な位置づけを失いました。さらに、農業競争力強化支援法の8条4項では「試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間企業への提供を促進する」と明記されました。このように今回の改悪は、種子を民間に明け渡し、多国籍企業の種子メジャーの儲けの道具とする流れの中で進められているのです。

そこで伺います。種子法の廃止、農業競争力支援法の流れから見ても、種を民間へ差し出す方向は明らかです。種苗法の改正は、そうした流れの中でどんな影響があるのか見る必要があると考えますがいかがですか。お答えください。

【農林水産部長・答弁】 農業問題についてでございます。国は毎年コメの需給見通しを公表し、生産調整の推進と備蓄の活用によって、需給の均衡を図ることとしており、先月公表された需給見通しでは来年も本年と同じ生産量となった場合には、供給過剰となると示されております。一方、都道府県段階のコメの作付け計画では、主に各都道府県の需給動向を勘案した上で、農業者団体や行政機関で構成される農業再生協議会で策定することとなっております。勘案すべき京都府におけるコメの需給動向は、大消費地を抱えていることから供給量が需要より少ないこと、本年の府内産米の取引価格も9月になって初めて低下したものの、その下落幅は小さいなど、全国と異なる状況でございます。またコメに対する新型コロナウイルスの影響についてですが、需要減少による長期的な米価下落の懸念もあることから、政府買い入れによる市場からの隔離策の実行など、食用米の価格安定に向けた対策を行うよう、全国知事会として国に要望しているところであります。また、この度国ではあらたな経済対策を閣議決定し、新規需要開拓のため高収益作物等への作物転換などの支援を行うこととしております。今後こうした国の動きや府内実情を把握した上で、必要に応じて要望を行ってまいりたいと考えております。

次に種苗法の改正についてでございます。国は農業を成長産業とし、農業者の所得向上を図るため、農業競争力強化支援法を制定し、その一環で主要農作物種子法を改正いたしました。京都府では主要農作物である稲・麦・大豆の重要性を考え、法廃止後も農業者が安心して種子を利用できるように、京都府原子農場での種子生産と普及指導員による種子検査体制を維持しております。また今回の種苗法改正については、農業者の方が自家増殖に許諾料が発生するのではないかと、権利侵害の訴訟を起こされるのではないかと、といった不安を持っておられることから、法改正に伴

うあらたなコストや事務負担に関する農業者の不安を解消すること、意図しない権利侵害によって民間事業者等から訴訟になった場合には、農業者の伴走支援できるような体制を構築すること、国に要望したところでございます。

この間、京都府では辛みのない万願寺とうがらしや夏にも収穫できる大豆枝豆、種苗会社とともに開発した酒米、この度発表させて頂きました良質米などブランド品種を育成してまいりましたが、今回の種苗法改正はこうした府の登録品種の府外流出防ぎ、ブランド産地を守ることもつながる、こういったメリットもあると考えております。今後政省令等で規定される予定の自家増殖の許諾に関する手続きや、育成者権の保護などについて、十分検討し農業者が安心して生産が続けられるようサポートしてまいりたいと考えております。

【答弁・建設交通通部長】北陸新幹線についてでございます。

北陸新幹線につきましては、日本海国土軸の一部を形成するとともに、大規模災害時において、東海道新幹線の代替機能を果たし関西全体の発展につながる国家プロジェクトであると認識しております。現在、環境影響評価法に基づいて進められております手続きにおいて、府民や関係市町、専門家等のご意見を踏まえ、方法書についての知事意見を提出したところでございます。その中で、府域で考慮すべき事項として、対象事業実施区域およびその周辺には、さまざまな地形および地質を有し、良好な大気環境や良質な水資源、少子等を含む多様な動植物や生態系、人と自然とのふれあいの様々な価値を持つ景観、重要な文化財、広く分布する及び学校、病院その他の施設等、多くの保全すべき環境要素が存在することを網羅的に指摘をしております。また掘削発生土につきましては、発生量や運搬・処分等の方法について計量的かつ予測評価を行い、その結果を準備書に詳細に明示すること、その際、掘削発生土の土壌環境基準不適合の状況をあらかじめ把握するとともに、基準不適合の掘削が発生した場合の処分等の方法をあらかじめ計画し、準備書に明示すること、発生量及び場外搬出量を極力抑制するよう工事方法等を検討する事や、本事業や他事業で極力再利用するよう検討すること、などを求めています。さらに今後の手続きの実施にあたっては、本事業により影響を受ける恐れがある地域住民等に向けた説明や意見聴取等の機会を十分確保し、鉄道施設等の規模や工事方法、環境影響評価の項目や手法等を広く情報提供し、わかりやすく丁寧に説明することを求めています。今後事業をすすめる国や鉄道運輸機構が駅の位置・ルート・構造・施行方法などの徹底に際し、環境への影響に十分配慮することが極めて重要でございます。引き続き国や鉄道運輸機構に対して、慎重な調査と丁寧な地元調整を行うとともに、環境の保全について適切な対応を行うよう、様々な機会を捉えて求めてまいりたいと考えております。

【ばば議員・指摘要望】ご答弁をいただきました。まず北陸新幹線からですけれども、説明・意見聴取なんかの機会を持てと、声を聞け、というふうに言われましたけれども、現状、田歌区から「納得のいく説明なしに調査を受け入れられません」こういう声が上げられているにもかかわらず、鉄道・運輸機構は今月から調査に入るって言っているわけですね。こうした姿勢は、住民無視以外の何ものでもない、と言わないといけないと思うんです。こうしたことを許して、後で説明や意見聴取しなさいといくら言ったところで、府民が声を上げててもそうした声が聞き入れられないということになってしまう。府民の声を無視するようなこんなやり方はまずはダメだこのことを国や機構に対していうべきではないかというふうに考えますけれども、この点については再度答弁を頂きたいと思えます。

米価については、今後の影響も見ながらという話もありましたけれども、それは待つてられないというのが現場の受け止めだと思います。集落営農組織、農業の最後の砦とも言われておりますけれども、ここの悉皆調査、この間、していただいています、そこでも「5年後には集落営農組織が継続できるかどうか」という非常に厳しい声が上がっていますし、後継者育成問題で課題があるという声がたくさん上がっている。で、現場では、この2～3年がデッドラインではないかという声まで上がっているわけで、こういった状況の中で、どうやって農業を続けていくことが出来るのかという、今まさに対策を打つ必要がある、いうふうに思います。コロナなどの影響を受けて、今府内の市町村でも独自の支援策、これ検討の動きがあるというふうに聞いています。

国に対して求めることはもちろんですが、府としても独自の支援策を検討すべきではないかというふうに思いますけれども、この点をご答弁をいただきたい。

種苗法については、指摘しておきますけれども、影響のないように要望するという話がありましたが、そもそも厳しい状況にある日本の農家の今後を大きく左右する問題でありまして、育成者の権利の根底にあるのは、はるか昔から農家が知恵を絞って、工夫凝らして作ってきた農作物があるからこそ初めて成り立つわけで、それを忘れてはいけないというふうに私は思います。成立したから仕方がないということではなくてですね、国に対して改悪を改めるよう求めていると、で府としてもしっかりと支援をすると、その立場を最後をお願いして、私からの質問を終わらせて頂きます。ご清聴ありがとうございました。

【農林水産部長・再答弁】 コメ生産農家に対するコロナ等の影響に対する支援ということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、米価はこのコロナの発生後も大きな変動が今まではなかったという風な状況であります。しかしながら、新米出始めた9月10月に入り、急に米価が下がりました。しかし、京都府の価格下落については、そう大きくないというのが状況でございます。全国が4%の価格下落であるのに対し、京都米は0.7%という状況でございます。しかし、コメ生産農家も直接料亭とか飲食店、こういったところに出荷されている生産者もいらっしゃいます。こういった農業者については、大きな影響を受けておられるというふうなことを聞いております。京都府と致しましては、こういった農家に対しては出荷先をコロナ影響を受けていないそういった家庭向けに仕向けるよう、そういった支援をさせて頂いております。集落営農組織についてでございますが、この組織につきましては、引き続き組織として継続できますように、我々としても懸命の支援をしていきたいというふうに考えております。

【建設交通部長・再答弁】 環境影響評価の進め方についてでございます。北陸新幹線の環境影響評価は、事業者である鉄道運輸機構が法に基づき実施をされているものであり、府としては法が定める手続きにおいて、府民、関係市町、専門家等のご意見を踏まえつつ、自然環境・生活環境への影響を回避または極力最小化すべく、対応をしているところでございます。引き続き、国や鉄道運輸機構に対しては慎重な調査と丁寧な地元説明を求めてまいります。

病院・介護福祉施設での定期的な PCR 検査の実施を

【森下議員】日本共産党の森下よしみです。通告にもとづき、大きく2点について知事並びに係理事者に伺います。よろしくお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナ感染者数が全国的に顕著に増加しています。各地で重症者も増え、医療体制を圧迫する事態になっています。京都府下でも昨日には陽性者が75人と過去最高となり、重症者は8人となっています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が、「いま適切な感染防止策を取らなければ、急速な感染拡大に至る可能性が高い」と警告しています。

そこではじめに、感染者の発見・保護のためのPCR検査の拡充について伺います。

陽性者であっても無症状の方が増えるなかで、感染拡大を事前に防ぐためにはPCR検査の拡充が必要です。現在行政検査で行っているのは、発熱や症状のある方で、かかりつけ医又は相談センターに相談をして必要と判断された方、保健所が濃厚接触者と位置づけた方と認識しています。しかし今、無症状患者を一気に把握し、保護することが必要と考えます。京都府では、9月補正で「感染者が多発した地域やクラスターが発生している高齢者施設に勤務する職員、入院・入所者を対象としたPCR検査」について予算化をされました。事前に実績についておたずねしたところ、「そこまでクラスターが発生していないので実績はない」ということでした。しかし10月22日以降で、老人ホーム49人、医療機関で47人、保育所で5人の感染者が出ています。私は、クラスターが起きてからでは遅いと考えます。

世界のサイエンス界では、「発症早期、発症前後に気道からのウイルス排出量が最も多く、感染力が高い」という研究が出ています。無症状感染者も含めて感染者を早期に発見することが必要と、専門家からも提言されています。医療機関、介護・福祉施設等での入所者・職員に、定期的なPCR検査を社会的検査として行う必要があると考えます。

東京世田谷区では、区内の介護事業所で集団的に行っているPCR検査で、特別養護老人ホーム職員61人のうち、10人が陽性だったと公表されました。いずれも無症状で、入所者・職員全員が検査を受け、感染リスクの高い入所者への感染を未然に防ぎ、重症化を防ぐことができたということです。世田谷区長は、「症状が出てからでなく、感染が広がらないうちに感染状況を把握して、対策を打つことができた」と語っておられます。保険医協会からも、「すべての医療機関における医療スタッフのコロナ感染症に関する検査が実施できるよう公的補助」を求める要望書が出されています。

そこでおたずねします。重症化リスクのある病院、介護・福祉施設等においては、入所者や職員に対する定期的なPCR検査の実施を、体制を含めて強化するべきと考えますがどうでしょうか。また、財源について国に求めるとともに、京都府としても確保すべきと考えますがどうでしょうか。

次に陽性患者への対応、保護・医療体制の強化について伺います。

現在入院病床の確保は、京都府下では650床。うち86床が重症受け入れとなっています。日々感染者が増える中で、認知症や精神障害を持つ患者さんの入院がなかなか決まらないといったケースがありました。ある老人福祉施設で、陽性と判定された入所者がありました。認知症で徘徊があるためと思われるが、なかなか入院先が決まりませんでした。保健所の指導を受けて、入院先が決まるまでの間、当該施設で感染予防の装備をし、食事や排泄の介助を行ったそうです。やっと入院が決まったときは感染力がほぼ軽減していた時期で、2日間だけ入院されたということです。幸い感染が広がらなかったと聞いていますが、施設内感染を防ぐためにも、感染力の強い早い時期に保護をしなければならなかったと思うのです。

そこで伺います。病院のベッド数は確保されていても、医療現場において人手不足が課題となっているのであれば、早急に解決すべきと考えます。陽性者への対応や病床確保体制強化の現状と、今後の方向性について、府はどのようにお考えでしょうか。お聞かせ下さい。

コロナ感染者、濃厚接触者、家族への生活支援の強化を

【森下議員】次にコロナ感染者、濃厚接触者やその家族への生活支援について伺います。

新型コロナウイルス感染者で、自宅療養の方、濃厚接触者で自宅待機の方への生活支援が必要です。濃厚接触者も、基本的に2週間は外部との接触を避けるように指示されます。その間、保健所から電話で健康管理チェックがされますが、2週間外出できない、買い物も行けない生活は、精神的にも大変です。在宅療養された方からお話を聞きました。「外部から孤立した感じで不安でいっぱいだった」「毎日健康チェックの電話がかかってきたのはありがたかったけれど、身体のちょっとした異変に一喜一憂しながら、お医者さんの診察を受けようか、どうしようかと不安だった」と話されました。私のところにも、「親戚が近くになくて、食材や日用雑貨の買い物に行けなくて困っている」と相談がありました。

保健所のお話では、「陽性で無症状の方は可能な限りホテルや療養所に入所していただくことを勧めている」とのことでしたが、家族に見守りの必要な高齢者があるなど、それぞれの事情で自宅療養を選ばざるを得ないケースがあります。府の資料を見てみると、12月9日現在で入院が135人、施設療養が61人、自宅療養が81人となり、11月以降増えています。さらに2週間自宅待機となる濃厚接触者の人数は明確にされていませんが、同様に増えていると思います。

在宅療養者や濃厚接触者への、行政による生活支援体制を早急に進める必要があると考えます。また、在宅の要介護高齢者・障害者の場合、同居する家族が新型コロナウイルスに感染し入院すると、介護者や見守りをする人が不在となり生活に支障をきたします。こうした事態への対応策を打ち出す必要があります。

近隣自治体でも取り組みを始めています。枚方市では、新型コロナウイルス感染症による在宅療養者や保健所が特定した濃厚接触者に対し、配食サービスや衛生用品等の支援を行っています。これは府と市の負担で行っています。神戸市では、介護をする人が新型コロナウイルス感染で入院した際、在宅での生活が困難な高齢者・障害者を一時的に受け入れる拠点を設置しています。そこで伺います。

感染者や濃厚接触者、その家族への生活支援について、緊急包括支援交付金を活用し、本府が「自宅療養者フォローアップの充実」を検討する中で、市町村と連携して、生活支援や受け入れ入所施設提供の体制を整え、「感染拡大防止支援」を進めるべきと考えますがどうでしょうか。お答えください。

次に濃厚接触者への休業を補償する制度について伺います。

濃厚接触者となった場合、2週間の自宅待機が求められます。本人又は子どもさんの場合は保護者が仕事を休まなければなりません。労働者本人が感染した場合は傷病手当が支給されますが、本人又は家族が濃厚接触者である場合は傷病手当が支給されないという実態があります。「濃厚接触者となって自宅待機で休業を余儀なくされ、その間無収入となり経済的に厳しかった」という方もあります。きちんと休業を補償する必要があると考えます。そこで伺います。濃厚接触者とその家族を対象に、2週間の自宅待機に対して、休業を補償する制度を国に求めていただきたいと思いますがどうですか。

【西脇知事・答弁】森下議員のご質問にお答えいたします。施設等でのPCR検査についてでございます。医療機関、社会福祉施設の職員等に対するPCR検査につきましては、重症化リスクが高い高齢

者や基礎疾患を有する方への感染を未然に防止するため、感染者が多発したクラスターが発生している地域において実施することとしており、必要な予算を去る9月議会でご決議いただいたところでございます。ただご紹介の通り、現在のところ実施するケースは発生しておりません。

また基礎疾患を有する方や社会福祉施設に新規入所する高齢者等に対して、市町村が行政検査以外の検査を行った場合には、国が費用の一部を助成することとしており、京都府が検査体制の整備を行った上で、今後順次実施していくこととしております。なお、すべての施設の職員・入所者等を対象とした定期的な検査につきましては、検査時では陰性でもその後陽性の可能性もあること、また実施によりまして医療機関や保健所の負担になることなどから、現段階での実施については慎重に検討すべきではないかと考えております。

京都府といたしましては、引き続き医療検査体制の整備や徹底した積極的疫学調査の実施を通じまして、感染拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部長・答弁】医療体制についてであります。京都府では本年3月27日に入院医療コントロールセンターを立ち上げ、精神疾患を有する方や妊産婦、透析を必要とする方をはじめ、感染判明時のすべての方の症状を把握し、的確な治療を受けられるよう受け入れ病院を決めております。

受け入れ病床の確保にあたっては、医師・看護師等の医療従事者や施設整備等の医療提供体制を十分考慮しているところであります。さらに毎日病床の利用状況を確認し、受け入れ病院を調整していることから、厳しい状況ではありますが現時点では人手不足のために受け入れはできないといった状況ではありません。なお新型コロナウイルス感染症の診療にあたっては、感染予防のための防護服の着脱や院内感染を起ささないよう対策を講じる必要があるため、通常よりも診療に時間を要することから、医師看護師等を対象とした感染症対策研修を実施し、感染症対応の技術向上を図り、効率的な業務執行となるよう努めております。今後季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されることから、受け入れ病床につきましては、流行状況を的確に把握しながら750床の確保を目標に体制を整えてまいります。

次に感染者への生活支援、入所施設提供体制についてであります。感染者の療養場所については、入院コントロールセンターにおいて、原則として症状に応じて病院や施設など療養先を調整しているところです。家庭の事情等によりやむを得ず自宅療養となった場合で、家族がおられる場合は家族への感染防止に関わる注意事項を保健師が指導するとともに、感染者の健康状態の確認を毎日行なっております。また買い物や食料品の調達が困難な方に対しては、保険所は市町村等と連携し、ご家族も含め必要な生活支援が受けられるよう、きめ細やかな対応を行ってきているところです。

一方、濃厚接触者となった方に対しては、保健所が速やかにPCR検査を実施するとともに、陰性であった場合も健康状態を丁寧に聞き取るなど、健康観察期間が終了するまでフォローをしております。11月19日からは自宅療養者等フォローアップ情報センターを設置し、療養場所にかかわらず府全域の感染者の療養状況を一元管理する体制を整備したところであり、今後とも市町村と連携し、感染された方が安心して療養生活を送っていただけるよう、適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に濃厚接触者への休業補償についてあります。保健所が行う疫学的調査によって濃厚接触者になった方に対しては、国立感染症研究所の実施要領にもとづき、14日間の健康観察を実施することとなっております。その中で保健所が健康状態を丁寧に聞き取るとともに、不要不急の外出を避けるようお願いしております。これにより仕事を休まれる場合は、労働基準法に基づく休業手当や、健康保険法等に基づく傷病手当金による休業補償制度がございます。また子どもが濃厚接触者となった保護者についても、小学校休業等対応助成金が創設されたことにより、有給休暇が取りやすくなっております。

京都府としましては、府民の皆様にご利用いただけるよう、ホームページなど周知に努めているところです。

【森下議員・再質問】 ご答弁ありがとうございました。

まずPCR検査の拡充についてですが、慎重に検討していくということですが、自覚症状がない感染者や感染経路がわからない人が増えている中で、陽性者を見つけて早期に保護し、クラスターを起こさない予防の立場で是非実施していただきたいと思います。知事の判断と国への要望を強く求めておきます。また、濃厚接触者の休業補償は、今の制度では不十分で多くの方が適用できません。これも国に求めていただきたいと思います。

また高齢者の陽性患者が増えている中で、医療現場では病床確保や医療スタッフの確保が大変な状況にあると思います。特に重症者への対応は多くのスタッフが必要とされ、同時に認知症や精神障害のある方の対応もマンパワーが必要です。先ほど述べましたような事例があるわけです。「認知症の人が感染した場合、入院・治療を確実に受けられるようにしてください」と、認知症家族の会の皆さんから厚労省にも要望をされています。府として特段のご努力をお願いしておきます。

そして、自宅待機となった陽性患者・濃厚接触者へのソーシャルワークの必要性については、再質問をしたいと思います。どのようにお考えでしょうか。何でも相談にのれる体制と、各種制度の周知や情報提供がきめ細かく行われる必要があると思います。ホームページで載せるだけではだめだと思います。自己努力か市町村任せでなく、府が仕組みを制度化するべきと思いますがどうでしょうか。この1点再質問します。

【健康福祉部長・再答弁】 森下議員の再質問にお答えします。無症状の濃厚接触者に対するソーシャルワーカーの必要性についてのご質問ですが、現在のところ残念ながらソーシャルワーカーが直接タッチしているのはあまりないんですね。ただし先ほどもご答弁いたしましたように、基本的には保健所の保健師が、毎日濃厚接触者を含めてご家族の状況を聞いております。その際にほぼソーシャルワーカーに等しい相談を受けております。その時に、施設とかあるいは制度についての相談もできるだけいただきたいと、保健所の方からも言っておるところですけれども、その辺については我々も、強くさらにきめ細やかに、保健所の方の担当者に指導していただきたいと思います。現在かなりやっておりますし、我々コントロールセンターの方で問題が起こっているとは聞いておりません。

【森下議員・指摘要望】 ご答弁をいただきました。突然に感染、あるいは濃厚接触者になった方をことを配慮し、行政が支えることの必要性を今回私は痛切に感じました。早急に市町村と連携を強め、支援体制を整えていただくことを求めて次の質問に移ります。

特別支援学校の教室不足の実態調査、南山城支援学校の過密対策を

【森下議員】 次に、特別支援教育についてお尋ねをします。

特別支援学校設置基準についてです。障害のある子ども達を通う特別支援学校で、在籍数が適正規模の2～3倍になる異常事態が全国的に起きている中で、国は特別支援学校の設置義務が都道府県にあることを口実に、設置基準を今日まで設けてきませんでした。中央教育審議会の初等中等教育分科会は、今後の初等中等教育の在り方に関する「中間まとめ」で、比較的重い障害の子を通う特別支援学校について、設置基準の策定や不足教室の解消に向けた施設整備の推進を国に求めました。文科大臣も、「設置基準が必要だ」と初めて明言をしました。

特別支援学校の設置基準策定は教職員と父母・保護者の皆さんが長年にわたって求め続けてこられたことで、我が党議員団も要望してきた課題であり、特別支援学校の過大・過密解消につながるものとして期待をしています。今後策定される設置基準には、児童生徒数や学級数の上限、必要な特別教室や障害種別に合わせた施設・設備を示すこと、そして現場の声を充分反映させて進めるべきと考えます。

府下の支援学校においても、特別室や図書室をつぶして普通教室にしているなどの現状があると聞きます。とくに南山城支援学校では、井手に新設校が建設中であるとはいえ、開校が遅れている中で、「理科室、家庭科室がない」「音楽室は小・中・高で2つしかないため教室で行うことがあり、防音室がないので気を遣いながらやっている」など、子どもたちの学びの場が充分保障されない事態になっています。そこでおたずねします。

府立特別支援学校全体の教室不足の実態調査、課題調査を行うべきと考えますがどうですか。また今後、特別支援学校設置基準に基づく大規模校の解消や、老朽施設・設備の改修のための改善計画を策定すべきと考えますがどうですか。

さらに、南山城支援学校における過密化解消のための井手地区の支援学校開校が1年遅れることから、仮設校舎を増設することになりましたが、過密対策や職員の増員についてどのような対策を講じておられるのですか。

保護者の願いに応じて、向日が丘支援学校の寄宿舎は存続させよ

【森下議員】次に、向日が丘支援学校の改築について伺います。

寄宿舎の存続と充実を求める保護者の皆さんが声を上げ、2万筆近い署名を集めて繰り返し教育委員会への要望を行ってこられたところです。保護者をはじめ関係者の皆さんが訴えているのは、「子どもたちが毎日の生活を営みながら、生活基盤を整え、仲間とともに学びあい、自立と社会参加に向けた力を養う大切な場」として、寄宿舎がかけがえのない役割を果たしているということです。しかし、教育委員会は今年1月、寄宿舎を含まない改築基本構想を策定してしまいました。わが党議員団としても、繰り返し寄宿舎の存続と充実を求めてきましたが、当事者からの切なる願いに逆行する決定を強行したことは重大だと考えます。

基本構想では、「児童生徒の発達や自立等に向けて寄宿舎が果たしてきた成果を踏まえ」、「集団生活体験型生活実習室」や「一人暮らし体験型生活実習室」を整備することが盛り込まれました。寄宿舎存続に向けて活動してこられた保護者の皆さんは、一連の経過にとっても落胆をし、せめて新しく作られる「生活実習室」は寄宿舎の内容を引き継ぐものにしてほしいと、声を上げられておられます。具体的には、「経験ある先生に丁寧に指導してほしい」「仲間とともに時間をかけて学べるようにしてほしい。そのために宿泊期間は長く設定してほしい」「緊急時に利用できるように」、また「重度の子どもを見据えた設計にしてほしい」「医療的ケアの子どもの受け入れもしっかり計画してほしい」といった要望です。こうした声にどう応えるのかが引き続き問われています。

しかし、9月に4回目の要望署名提出で行われた懇談では、担当者からは「これから検討します」といった中身の無い回答しか返ってきませんでした。「寄宿舎の成果を踏まえる」と言いながら、その具体化について真剣に検討しておられるのでしょうか。

寄宿舎が果たしてきた役割について、保護者の方はこう語っておられます。「寄宿舎生活は、いろんな人との『出会い』や『親から離れる』という環境で子どもたちが社会人として成長していくうえで当然必要な教育なんです。寄宿舎生活をきっかけに子どもからちょっと離れて見ることが出来るようになりました。子どもも親も成長したんだなと思っています。子どもたちは寄宿舎を宝物のように思

っています」と。「寄宿舎で大好きな友だちができたこと、本当に大切なことだと思います」と仰っています。1泊2日、2泊3日などの「宿泊学習」では絶対に実現できません。障害を持つ子どもたちにはきちんとしたサポートが必要です。だからこそ、「経験のある先生」や「たっぷりの時間」が欠かせないのです。生活実習室でそうした条件をそろえることができるのでしょうか。

向日が丘支援学校の改築に当たっては、保護者、教職員の声に応じて、寄宿舎を設置するべきと考えますがどうですか。お答えください。

【教育長・答弁】 森下議員のご質問にお答えいたします。

特別支援学校の教室不足についてでございますが、これまでから学校や市・町教育委員会と連携しながら、入学予定者を見込み、必要な対応を行ってきたところでございます。昨年度に文部科学省が実施した調査では、府内で23教室が不足しており、そのうち南山城支援学校における教室不足は18教室となっておりますが、現在建設を進めている新設特別支援学校が開校することにより、解消するものと考えております。新設特別支援学校につきましては、新型コロナウイルス感染症や軟弱地盤の影響により、開校を1年延期し、令和4年4月としたところであり、令和3年度、南山城支援学校の過密状態が見込まれております。そのため、さきの9月議会で補正予算をご議決いただき、第2グラウンドでの仮設校舎の設置、隣接する教職員住宅の活用とともに、既存校舎内の一部改修により、普通教室4教室、職員室1室を確保し、過密状態の解消を図ることといたしております。

また、特別支援学校の設置基準につきましては、現在、文部科学省において議論されており、その動向を注視するとともに、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。府教育委員会といたしましては、児童生徒数のピークがいつになるのか、また地域ごとにどのように推移していくのかを十分見極めるとともに、施設の老朽化状況も踏まえ、既設校の改修・改築などさまざまな角度から、府立特別支援学校の整備について、引き続き検討を進めてまいります。

次に、向日が丘支援学校の寄宿舎についてでございますが、同校は府内唯一の肢体不自由に対応した広域的な養護学校として開校したことから、当初、寄宿舎の役割は大きいものがありましたが、その後次々と学校が設置され、現在は乙訓地域の子どものみが通学する学校となっております。こうした状況の変化を踏まえ、令和2年1月に策定した改築基本構想の整備方針では、教育活動を支える施設機能として寄宿舎を位置付けておらず、現校舎の使用を終了する時点で、その役割を終えることとしております。

一方、社会的自立につながる体験のニーズに対応するため、新たに整備する施設では、他の支援学校にあるような、すべての児童生徒が授業で利用できる「生活体験型生活実習室」に加え、府立支援学校初となる、高等部生徒を対象とした「一人暮らし体験型生活実習室」を設けたいと考えております。府教育委員会としましては、長岡京市が設置されます「共生型福祉施設」との連携も図りながら、未来志向に立って、向日が丘支援学校の改築整備をしっかりと進めてまいります。

【森下議員・指摘要望】 向日が丘支援学校改築について、特に寄宿舎についてです。廃止を一方的進めることは、利用者の生活を脅かすこととなります。利用者の声を抜きにして進めないでいただきたいと思います。「寄宿舎を残して下さい」——これが保護者の切なる願いです。強く要望をして、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

コロナ禍の貧困問題に向き合い抜本的な対策を

【みつなが議員】日本共産党の光永敦彦です。通告により知事ならびに関係理事者に質問します。最初に、コロナ禍における貧困問題について伺います。

「普通に生きて、普通に暮らしたい」こんな声が出されるほど厳しい冬を迎えています。府議団がハローワーク前などで取り組んでいる街頭労働相談と雇用実態アンケートについては代表質問でも紹介してきました。その中で、私に対話した30代女性の方は、今年の3月末で非常勤で働いていた大学事務職をコロナの影響で退職せざるを得なくなり、その後、失業給付でなんとか生活されてきました。しかしこの方の場合、失業給付は180日、特例で60日延長されたものの、4月から受給開始し11月末で失業給付が切れることとなり「希望した職種ではないものの、働かざるを得なかった」と言われました。また別の女性も11月末で給付が切れる方でした。その方は、パートで歯科衛生士として働いていたものの、コロナで患者さんが減り、辞めざるを得なくなり、その後、歯科診療所などの募集はなく「別の仕事を探しているが、見つからない」とのことでした。年末にむけ、本当に切迫した事態が広がっています。その上、仕事をいくら探しても、サービス業ではなかなか求人がないのが実態となっています。

総務省の労働力調査によると今年7月から9月期で非正規労働者は前年同月比125万人も減少し、そのうち女性が79万人にもものぼります。2008年のリーマンショックによる派遣切りが吹き荒れた時、製造派遣で働く男性が多く、年越し派遣村を訪れた99%は男性であったといわれています。今回、もともと雇用の調整弁として雇用破壊が進められ、その結果、貯蓄ゼロ世帯が単身世帯で46.4%にもものぼり、こうした世帯に含まれる非正規労働者は増え続け、男性660万人、女性の場合は、正規労働者より非正規が202万人も多い1404万人にもなっていました。

京都は、観光や宿泊、飲食に働く方が非常に多いというのが特徴です。このためコロナによりまさきに打撃を受けた観光・宿泊・飲食などを支えてこられた多くが非正規の女性となっており、そこが今回放り出されるということになっています。その結果、ホームレスや女性の方の自殺が増えているのも大きな課題です。また、親世代もコロナで深刻な影響を受け、さらにサービス業につく若者が解雇されたり就職できないなど、その影響が若年化していることも大きな問題となっています。

このように、リーマンショックの時のような圧倒的に男性中高年の派遣切りとは違う、構造的な今日の問題が浮き彫りとなっており、その転換こそ必要ではないでしょうか。

そこで、まず伺います。今のべたとおり、京都府におけるコロナ禍で女性や若者をはじめ、極めて切迫した状況が広がっており、その原因が労働者派遣法の改悪、そしてそれによる非正規雇用の増加など雇用破壊がすすんできた構造的な問題が大きな原因になっていることについて、どう把握され認識されていますか。お答えください。

さて、9月に行った私の知事総括質疑で、私は賃上げ等とともに、越年対策についてその具体化を知事に強く求めました。その際知事は「すでに越年対策をもり込んで9月補正予算を編成」しているとする一方、「府内の経済情勢、実態を分析し時宜に応じた対策を、引き続き講じてまいりたい」とも言われました。しかし、支援制度の多くは終了していくものが多いことになっています。こうした中、全国で取り組まれている学生支援プロジェクトとともに、京都府内でも、連帯ひろばが各行政区でおこなわれています。私の地元左京区では、12月20日に二か所で、いろんな団体が集まられて食材提供や生活・労働相談など、専門家も交えた総合的な取り組みが計画をされています。これは共助の取り組みの一つですが、リーマンショックの時には、年末年始に、東京都が「失業者など生活困窮者の

年末年始を支援する東京都の生活相談、宿泊提供の事業」として、国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に、宿泊と食事提供、ハローワーク関係者も相談にのり、年明け以降は、厚労省と東京都がいくつかの体育館等と食事提供をし、次の制度につなぐことを行いました。

今回は、当時のそれとは様相が違いますが、若者や女性などへの影響が大きい中、公的な支援の具体化が緊急に必要だと私は考えます。その立場から先日、党議員団として知事に申し入れを行ったところです。

そこで伺います。年末にむけた雇用や生活のワンストップ総合相談窓口の設置と、行政として駅前労働相談など、他府県でもかつて行った労働局や市町村をはじめ関係機関と連携し、アウトリーチの体制をとり、捕捉する必要があると考えますがどう対応されますか、具体的にお答えください。

また、事業が継続でき、解雇される方が生まれないようにすることや雇用そのものを増やすため、リーマンショックの時には、緊急雇用創出事業として、都道府県に基金を作り、総額1兆500億円、のべ80万人程度の仕事興しが取り組まれました。京都府では6年間で市町村分も含む365億5,000万円の基金を造成し、京都府として、介護・福祉職場への定着できる人材育成や、中小企業の省エネ対策、府民への省エネ家電の普及促進、伝統産業の製作実演職人の雇用や学校への派遣など分野別に具体化されました。全国知事会も11月に基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するよう政府に申し入れておられますが、思い切った仕事を興すことを軸とした雇用対策が国でも府独自でも必要と考えますが、いかがですか。

【知事答弁】 コロナ禍における雇用対策についてでございます。新型コロナウイルス感染症の雇用面の影響においては、雇用調整助成金が大幅に拡充され雇用の維持がはかられた結果、全国で本年10月の正規雇用者数が対前年度同期比9万人増加したのに対して、非正規雇用者数は85万人減少しており、非正規雇用で働く方々にとってより深刻な状況でございます。そのため、非正規雇用労働者と不安定な立場の方に対するセーフティネットの充実につきまして、国に対して要望を行ったところです。

京都府では、これまでから不本意に非正規で働く方を正規雇用へとつなげることが重要であると考えており、京都府就業支援人材確保計画にもとづき、令和元年度までの2年間で2万7,000人を超える正規雇用を創出し、本年もこの取り組みを積極的に展開しております。

また、今回のコロナ禍においてやむなく離職を余儀なくされた方々への対策として、一定期間雇用して訓練を実施することで正規雇用へとつなげる「京都未来塾」事業や、離職者等を新たに雇い入れた企業に補助を行う府市協調事業等の施策をおこなっております。「京都未来塾」事業では、現在約200名が取り組んでおられ、2月以降もこうした支援を途切れさせることなく年度をまたいで執行できるような必要な予算を今議会に提案しているところです。

府市協調によるコロナ離職者補助金については、府内1300社以上の企業から申請があり、5,700人を超える採用計画が提出されるなど、積極的な雇用の創出に取り組んでいるところでございます。さらに、新規学卒者などを対象に京都ジョブパークでの相談も活用するなど、きめ細かな就業支援にとりくんでいるところでございます。今後とも正規雇用の拡大につとめるとともに、ひとり一人が年齢や性別などにもかかわらず、自らが希望する働き方で意欲的に充実した職業生活を送れるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【答弁・商工労働観光部長】 年末にむけた生活と雇用に対する相談体制についてであります。京都府ではこれまでから、保健所や福祉事務所などにおいて、生活に不安のお持ちの府民の皆様の相談を受けており、生活困窮者自立支援法にもとづく支援制度の他、生活保護制度や生活福祉資金の活用案内、さらには京都ジョブパークやハローワーク等の労働関係機関の紹介など、関係機関と連携した支援を

行っているところです。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、年末に向けて生活に困窮する方が出ないよう、生活福祉資金の貸付原資を積みますと共に、一人親家庭の生活不安に対応するための相談窓口を年末年始の夜間、休日にも開くために必要な予算を今議会に提案しているところでございます。また、雇用面では、年末年始は休業される企業が多く、就業斡旋は難しいため、年末に失業者を出さない対策が重要です。このため、雇用調整助成金の特例期間の延長を国に要望し、12月末から2月末まで期間延長が実現したところでございます。さらに、「京都未来塾」事業を実施しておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた方を対象に、正社員としての就業を目指して11月から1月の末まで約100名の方が訓練に取り組んでおられます。引き続き、京都労働局や関係団体とも連携を取りながら、実態把握につとめ、生活や仕事に困られている方に対して、きめ細やかな相談支援をおこなってまいります。

次に、緊急雇用対策についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用への不安が広がる中、雇用調整助成金等による雇用維持の他、仕事づくりや人材育成、雇用先の確保に関する事業を総合的に実施していくことが重要です。このため、国に対しては失業者に臨時的な仕事を提供するだけでなく、雇用維持のための仕事づくりなどに対する都道府県の独自の支援策も対象とした上で、年度をまたいで柔軟に運用できるよう、リーマンショック時を上回る規模の基金制度の創設を繰り返し要望しているところです。今後とも、雇用情勢を的確に把握しながら、時期に応じた対策を講じてまいります。

【みつなが議員・再質問】 私が最初に質問した、雇用破壊の構造的な問題があるんじゃないかと。それについては答弁がなかったように思いますが、知事の認識をまず伺いたいと思います。

2つ目は、アウトリーチをして、実際に雇用や生活にお困りの方をしっかりと掴んで行くということが必要だと思います。その点の取り組みは具体化されるんでしょうか、お応えください。

3つ目は、総合的な施策が必要という答弁がありました。当然のことだと思いますけれども、緊急雇用基金ができるかどうかはまだ不透明ですけれども、いずれにしても、京都府として取り組みをしないといけないと思います。当時、リーマンショックの時は、「京都府雇用基金対策チーム」が対策本部の元につくられたという経験があります。そこで、今回、府対策本部に加え緊急雇用対策チームを編成して、関係団体や市町村と機動的な雇用創出の取り組みを行える体制をとることが必要だと思いますが、この点いかがですか、お答えください。

【知事・再答弁】 労働者派遣制度につきましては、昭和60年の成立後、平成16年の改正までは対象業務の拡大等がおこなわれてきましたけれども、リーマンショック後、様々な問題が社会問題化しまして、平成24年以降は派遣労働者の保護を強化する観点から累次改正が行われてまいります。例えば、日雇い派遣の原則禁止、派遣元における派遣労働者の雇用安定化措置の義務化、派遣労働者のキャリアアップ支援強化など、今日まで派遣労働者の法や処遇の改善が進められて来ております。ただ、先ほど答弁いたしましたように、今回のコロナショックによりまして例えば女性、若者等、非正規労働者にとりまして、非常に厳しい状況にあることは事実でございます。そうしたところへも、焦点を絞りながら引き続き雇用対策の充実に努めてまいりたいと思います。

【商工労働観光部長・再答弁】 雇用の情勢に関しますアウトリーチ並びに総合的な緊急雇用対策についての体制の強化についてのお尋ねでございます。まず、雇用の対策を取ります上で、雇用の実態を把握することが非常に大切なことだというふうに考えておりまして、まず、京都労働相談安定所

におきまして労働者からの相談を来所だけではなく、電話やメール等、様々な手段で対応し、仕事や生活に関する幅広い相談に応じて専門の機関につなぐなどワンストップで対応しております。また加えまして、本年3月には新型コロナウイルス感染症が雇用に当たる影響が非常に大きくなってきているといったことを、そうした状況を的確に把握するために京都労働局、京都市、労働団体、経営者団体等に参画いただきまして、新型コロナウイルス対策雇用関係総合情報本部を設置しております。この本部を活用いたしまして、相談件数などの定量的な情報、その定積的な分析も加えまして、ヒヤリングを行い労働者のみなさん、使用者の方々の声も把握しながら、関係団体と情報共有をしております。

続きまして、雇用対策についてでございますけれども、先ほど申し上げました新型コロナウイルス対策雇用情報本部を通じました情報収集を諮りながら、対応につきましては経済、雇用、各分野、生活、福祉、農業、様々な分野に影響が出てまいりますことから、総合的に私どもの方から総合的に私どもの方で情報を把握しながら、時期に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

【みつなが議員・指摘要望】やはり労働者派遣法の改悪によって、非正規労働者、派遣労働者が異常に増えてきたと言った流れは変わってなくて、そこの構造的な転換が政治に求められていると思います。知事も認識を改めていただいて根本的な転換を求めて頂きたいと。施策もそういう具体化していただきたいと。ただいづれにしても年末は越年対策が深刻ですから、あらゆる社会資源を投入して、特別の努力を具体化していただきたいと、そのことを求めて次の質問に移ります。

企業利益優先・住民置き去りの都市開発は許されない

【みつなが議員】次に関西文化学術研究都市のあり方について伺います。

およそ10年にわたるサード・ステージ・プランに続き、「けいはんな学研都市新たな都市創造に向けて一新たな都市創造プラン」が平成28年3月に策定され、また「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」が平成31年4月に一部変更されました。こうした状況をふまえ数点お聞きします。

まず第1に南田辺・狛田地区についてです。

平成25年に日本生命が京都府に寄付された、南田辺西地区約60ヘクタールの土地については、昨年実施されたオオタカ等の猛禽類の生息調査と、環境事前調査の結果がまとめられ、本議会にも報告をされましたが、2営業期の調査が必要とされ、現在も取り組まれているとお聞きしています。こうした中、京都府は、南田辺・狛田地区のめざすべきまちの将来像を検討するため、今年8月に第1回「南田辺・狛田整備検討委員会」、第2回は10月23日に整備検討委員会を、企業に関する整備計画を含んでいることから非公開で開かれました。

南田辺・狛田地区は、もともと住宅地ゾーンとされてきましたが、平成31年に一部見直され、「住宅地ゾーン」を縮小し、「文化学術研究ゾーン、センターゾーン、公園・緑地ゾーンとする」とされています。現在、山林であるこの土地は、市街化調整区域で、本来であれば都市計画法により市街化が抑制される地域となっています。

第1回の議事概要を見ますと、「立地規制については、なるべく緩和して間口を広げ、多種多様な企業の集積を」など、今後のまちづくりの論議というものの、実態は企業立地を軸に産業集積を推進しようと、論議が進んでいるように思われます。こうした中、昨年5月に近鉄不動産が所有する南田辺・狛田地区100ヘクタールについて、開発の検討を新経営計画に盛り込みました。整備検討委員会には、京都府をはじめ自治体など関係者に加え、近鉄不動産と京阪電鉄不動産が

参加されています。これまでも学研都市は大手ディベロッパーによる虫食いの開発が行われてきましたが、今回も同様に利害関係者が一番儲かる街のあり方を、非公開で一部の参加だけで論議されているように思います。これは、これまでの経験から考えても、今後のまちづくりにとって問題があると考えますが、いかがですか。そして現在山林の土地を、誰がどう造成していくのか、その見通しをどう考えているのか、財源問題も含めお答えください。

第2に、まちづくりの在り方についてです。

「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」によれば南田辺・狛田地区の計画人口は 19,000人で、木津地区は3万3,000人です。

この計画に基づき、都市計画道路2路線が京田辺市により予定されており、市の試算では約35億円かかるとされています。また、同地にはすでに一部宅地開発された地域がありますが、小学校や中学校、保育園などはありません。京田辺市は今後も設置しないとされているようですが、南田辺・狛田地区の開発により、三山木小学校は現状のままでも2024年には1354人、田辺中学校は2029年に1241人となると推計され、今でも「駅までも遠く、子育てにも不便」「夕方くらい中、車の多い山手幹線を自転車で通学するのは心配」などの声もだされているのです。しかも、今回の開発では、研究開発企業集積も一体的に行うとされており、これらについて京田辺市や精華町と具体的に協議をすべきですが、どうされますか。

また、今後、木津地区の開発も予定されています。今でも住宅地で高齢化が進んでいき、将来がどうなるのか、さらに少子化が予想されているのに、計画人口を目標に新たに開発することが、街づくりのあり方にとっても、また周辺部の人口減少や格差に拍車をかける点から見ても、あまりに過大と考えますが、いかがですか。さらに、現行計画のまま開発につきすすむということは、将来に大きな禍根を残すと考えます。これらの点について、いかがお考えですか。お答えください。

第3にスマートシティに関わってです。

今年3月に5年間の計画として「スマートけいはんなプロジェクト実行計画」が策定され、京都府は学研都市を対象としてスマートシティのモデルプロジェクトに応募し、選定されることとなりました。

学研都市はこれまでも「スマートシティ」として、精華・西木津地区を中心に、京都府もHEMSなどの実験、Ma a Sなどの実証実験など行ってきており、今後も新しい技術開発の実験などを積み重ねようとしています。実際には現状の都市機能である程度の生活インフラが確保されており、学校の過密化や高齢化対策など抱える問題の解決に直結しているわけではありません。むしろ、開発以降数十年が経過し、高齢化など生活基盤の充実こそ今後求められています。実際、今年6月の本会議質問で、自民党委員から「けいはんな学研都市の課題の一つに高齢者や自家用車を持たない方に対するラストワンマイル対策がある」と指摘されましたが、それはまさにこの街の今のありようを端的に指摘されたのではないかと考えます。この点、いかがでしょうか。

質問の最後に、スーパーシティについて伺います。

今年5月に国会でコロナ禍で熟議されないまま、「スーパーシティ」を進めるための改正国家戦略特区法、いわゆるスーパーシティ法が可決しました。この法律に基づき、京都府は学研都市の特区申請をめざし、まもなく事業者選定に入り、その後、特区申請をする予定とお聞きをしております。

そもそもスーパーシティ構想とは、企業などの実施主体が住民の個人情報をも本人の同意がない可能性があるまま一元的に情報管理し、医療、交通、金融など各種サービスをまるごと提供しようとするものです。個人情報、顔認証やスマートフォン位置情報による行動軌跡は、ビッグデー

タに集積され、AI・人工知能により分析、プロファイリングされ、個人の特性や人格まで推定することが可能となると言われています。これらを実現するために、改正法では本来なら複数の省庁にまたがる許認可事項をひとまとめにして規制を緩和する狙いがあります。

実際、京都府の政府要望には、「規制所管省と個別に協議し、同意を取り付けるのに、数か月から数年を要するため、「丸ごと未来都市をつくる」ことを目指すスーパーシティの実現が必要」とあります。

ここには、個人情報管理とその商用利用の問題に加え、特区に立候補する自治体が、その地域をスーパーシティ構想の対象地域にしようという場合、その住民がどのように関与できるのかも明確になっていない等、住民自治や住民の民主的参画が保障されない可能性があるなど、重大な問題を孕んでいると考えます。ましてコロナ禍でいま急ぐ必要があるのか、こういうことも大きな問題です。

世界的には、カナダ・トロント市で、街中の監視カメラが収集した住民の行動データをIT大手グーグルが利用する計画が、住民の反対などで中止となり、一方、スペインバルセロナ市では、住民と行政、業者が対等の関係で個人情報の扱いなどを議論していると報道もされております。

これらの問題を抱えるスーパーシティ法について、京都府としてどう受け止め対応しようと考えていますか。さらに、学研都市での推進について、私はいっそう住民不在となると考えます。検討を急ぐべきではないと考えますが、いかがですか、お答えください。

【鈴木商工労働観光部長・答弁】 関西文化学術研究都市の在り方についてでございます。

関西文化学術研究都市のまちづくりについては、国家プロジェクトとして「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づき、「関西文化学術研究都市推進機構」を中心に、まちづくりの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえて、10年ごとの長期ビジョンを策定し、計画的に取り組んでおります。ビジョン策定にあたっては関係市町のまちづくり計画を十分踏まえるとともに、内容についても広く住民に公開をいたしております。

南田辺・狛田地区につきましては、第4期の長期ビジョンに記載されている同地区の産業エリアとしての開発計画を実行に移すに先立ち、この8月に「南田辺・狛田地区整備検討委員会」を設置致しました。地元市町のまちづくりと、研究施設等の立地が十分整合が取れたものとするため、「学研推進機構」が中心となり地元行政のトップや大学にも参画頂き議論しているところであり、開催結果につきましては概要をホームページで公開いたしております。

今後の開発につきましては、検討委員会で議論された内容を踏まえ、地権者である京都府や民間企業が責任を持って進めていくこととなりますが、京都府の土地所有部分につきましては、民間活力の活用により公費負担を可能な限り軽減して進めることといたしております。

次に、南田辺・狛田地区の開発に係る地元市町との連携についてですが、街づくりは長期的視点が重要なことから、これまでから連携に取り組んでおります。

具体的には「関西文化学術研究都市の建設に関する計画」では、当初主に住宅地ゾーンとして整備する計画でしたが、人口減少時代への対応や教育環境の整備のあり方、精華西木津地区を中心とする研究開発型産業施設の立地の進展への対応などを踏まえ、地元から計画の見直しが必要との意見が出てまいりました。このため学研推進機構が平成25年度に地元市町や、大学、地権者などで「南田辺・狛田地区基本調査委員会」を立ち上げ、議論が行われた結果、住宅地ゾーンを削減し文化学術研究施設等が立地可能な文化学術研究ゾーンに変更するという方向性が示されたところです。

その後、平成 30 年には地元市町から地区の一部を住宅ゾーンとして残しつつ、文化学術研究ゾーンへの変更を求める要望書が京都府に提出され、これを受けて南田辺・狛田地区の過半を文化学術研究ゾーンに変更するよう建設計画を見直し、平成 31 年に国の認可を受けております。学研都市の推進にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、整備する施設の更新や想定人口を掲げておりますけれども、これは計画的なまちづくりを行うためには必要だと考えております。

また学研都市の役割として、未来を拓く技術開発を進め、産業振興や生活の質の向上に大きく貢献するとともに、まちづくりにおいても、例えば高齢者が生き生きと暮らせる先行モデルとなるような取り組みも必要だと考えております。今後とも社会経済情勢の変化に十分留意しながら、こうした学研都市の役割がさらに進むよう、関係者と協力して取り組んで参ります。

次にスーパーシティについてでございます。

いわゆるスーパーシティ法は、住民が参画しビッグデータの活用や規制改革により、より豊かな社会をいち早く実現することを目標とし、その地域にお住まいの方の移動や医療、教育などが、幅広い分野の利便性の向上に繋がる目的で法整備がなされたものと認識をいたしております。

京都府では平成 25 年度から、地元市町や住民のご協力のもと、大学、研究機関や企業と協力してスマートシティの取り組みを進め、令和元年度には国土交通省の資金を活用して「スマートけいはんなプロジェクト実行計画」を策定いたしました。こうした経験を踏まえ、さらに発展させることを目指し関係機関等と議論を行い、人生 100 年時代にふさわしい健康で充実したスマートライフの確立、AI 時代にふさわしい先端的な学習に関する研究と、その知見を活用することによる次代を担う子どもたちの個性や能力に応じた学びの場の提供などをコンセプトに、国のスーパーシティの公募に提案したいと考えております。

京都府が提案した、けいはんな学研都市の計画により区域指定がなされた場合、このコンセプトに基づき、「健康寿命の増進」や「誰もが社会参加しやすい街づくり」、「子ども達の個性や希望を伸ばすための教育」など、我が国が抱える社会的な課題の解決に向け、住民の方々のご協力を得て取り組む必要があります。

スーパーシティ法おきまして、ビッグデータ活用のための個人情報の適切な取扱いや、住民合意が求められていることから、住民への意向確認や地元市町との連携を十分に行いながら進めてまいりたいと考えております。

【みつなが議員・再質問】再質問させていただきます。

まず学研都市についてですが、計画的な街づくりが必要だというふうにおっしゃいますけど、それ自身が今の時代、非常に過大ではないかという観点から質問をさせて頂きましたので、そういう観点からこの計画を見直していただきたいと思うんです。2019 年 1 月に第 17 回「スーパーメガリージョン構想検討会」というのが開かれて、西脇知事が講演をされたとホームページにもアップされています。その中には、リニア新駅ができるとアクセスが非常に良いと報告されています。そして、ここに北陸新幹線が延伸される予定となっています。さらに奈良県知事はこの同じ日に個人的意見としつつ、関空と奈良市駅を結ぶ「常電導リニア」を京都まで結び、北陸新幹線も「常電導リニア」として敦賀までつなぐと述べておられます。

実現性はともかく、これだけ人口減少、さらに木津川右岸と左岸の格差、府北部や周辺部の存続の課題等に加え、学研自身も高齢化問題が、答弁にもあったように、あるのに、鉄路整備も含め、いったいどれぐらい財源が必要なのか、府負担はどれだけか、これ全く示さないまま進めるというのは非常に問題だと思います。しかもこの南田辺・狛田地区だって可能な限り負担軽減するという範囲しか答えられないと。これいったいどれぐらい負担がかかるのか明らかにしてく

ださい。またこれだけの開発の必要性についてですね、今日的に明らかにする必要があるというふうに思うんですけども、その点から見ると再検討が必要と考えますがいかがですか。

もう一点、スーパーシティについては、参議院の「地方創生及び消費者問題に関する特別委員会付帯決議」、この中でいろんなことが提案されてますけれども、例えば「区域会議への特定事業者の追加の際には、その過程や議論内容など情報公開を徹底して、公平性、公正性、透明性を確保する」だとか、「区域指定の際には、プライバシー侵害への懸念等について配慮して、住民自治や民主主義的決定・運用が担保されるようにする」とか、先ほど少し答弁がありましたけど、「住民合意」これを書面でおこなうことや、「議会による議決の可能性も含め地方公共団体に明示する必要がある」とか、これらどうやって担保していくのか、具体的に検討されてるんでしょうか、お答えください。

【商工労働観光部長・再答弁】 光永議員の再質問にお答えをいたします。

学研都市の開発、ならびに、スーパーシティにおけます住民同意の手続きについてのお尋ねでございました。まず、関西文化学術研究都市につきましては、その時々々の社会情勢の変化に十分留意をしながら、開発の計画をその都度見直しをしまいいっております。計画人口につきましても、私ども京都府におきまして5年ごとに行われます人口動態調査、こうしたことの成果も踏まえながら、その都度見直していくといったことで考えております。今後とも社会情勢の変化に十分留意しながら、こうした学研都市の役割がさらに進むように関係者と協力しながら取り組んで参りたいと考えております。

また、続きましてスーパーシティに関する手続きでございます。

スーパーシティの手続きにあたりましては、これまでから、地元市町とも協議を進めながら提案内容を固めていくといった段階になってきておりますけれども、「国家戦略特別区域の基本方針閣議決定」におきましても、今後手続きが進む中で、スーパーシティの区域指定に先んじて、それからまた基本構想の策定時にあたりまして、それぞれの段階において、「住民の意向の反映や確認」を行うように求められております。またその方法につきましては、関係者から構成される協議会の議決、あるいは当該区域にかかる議会の議決や、当該住民によります投票など、いずれかの措置を講じることとされております。いずれにいたしましても、現在、私どもが考えておりますコンセプトに基づきまして、今後地元にも十分説明した上で、事業者の公募、さらにはその後の手続きが進んで参りますので、その折々に触れて適切な処方を取りながら、住民の意向の同意を取って手続きを進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

【みつなが議員・再々質問】 再度質問させていただきます。

財源問題についてさっきの質問で聞いたんですけど、一体どれくらいかかるのか、あるいはそれが見込めてないんだったら、いつまでにそれが明らかになるのか、改めて明らかにしてください。

【商工労働観光部長・再々答弁】 財源問題についてのお尋ねでございます。

私どもは、今後、京都府の土地所有部分につきましては、民間活力の活用によりまして、公費負担を可能な限り軽減して進めるという立場でございまして、今後、開発の規模、それからその内容につきましては、明らかになり次第、そうした立場で民間活力の活用により公費負担を可能な限り軽減するといった形で進めてまいりたいというふうに考えております。

【みつなが議員・指摘要望】 結局ですね、コロナ対策では国で頼んでもお金がないということで、12月の補正予算も国のお金ばかりと。独自対策一切ないという中であってですね、今後の人口減少期における大型開発、大きいまちづくり等については、どれだけかかるかわからないけど努力していきますと、こんなバカな話ありません。やはりですね、あり方そのものを見直す必要があります。ましてですね、今政府がデジタル化を軸に進めようとしています。これまさに惨事便乗型というふうに思いますので、京阪奈がその実験場とならないように規模やテンポの見直しを強く求めて、質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

【他会派議員の一般質問項目】

12月9日

園崎弘道議員（自民・城陽市）

1. スーパーシティの取組について
2. 持続可能な地域づくりを目指したテクノロジーについて
3. 変化の激しい時代における府庁の推進体制等について

畑本久仁枝議員（維新・京都市西京区）

1. 在宅育児支援について
2. 主権者教育について

田中美貴子議員（府民クラブ・宇治市及び久世郡）

1. WITHコロナ社会における女性を取り巻く課題の解消と躍動について
2. 病児保育の広域化について
3. 国民健康・栄養調査の活用について
4. 京都府独自の次世代につなぐ農業(手摘み茶と都市農業の振興)について

村井 弘議員（公明・宇治市及び久世郡）

1. 淀川水系の河川整備とダムの事前放流について
2. 下水道のインフラ整備について
3. 前方後円墳の発掘成果とその活用について

12月10日

中村正孝議員（自民・亀岡市）

1. 豊かな森を育てる府民税の延長と大型木造建築の普及について
2. コロナ禍における本府と府内市町村の財政運営等について

井上重典議員（自民・福知山市）

1. 農業を取り巻く環境について
2. 京都府文化活動継続支援補助金等について
3. 国道429号榎峠トンネル化について

田中健志議員（府民クラブ・京都市中京区）

1. 京都市との連携について
2. 学校教育のICT環境の整備状況について
3. コロナ禍の特殊詐欺の状況について

渡辺邦子議員（自民・京都市伏見区）

1. 伏見港の「みなとオアシス」への登録について
2. 広報の在り方について
3. 関西広域連合について

12月11日

磯野勝議員（自民・向日市）

1. 「こども宅食」の活用に向けた支援について
2. イルミネーション等の推進について
3. 府営住宅向日台団地の建て替えについて

北原慎治議員（自民・京都市右京区）

1. 高齢者の活躍と居場所、介護予防について
2. 再生可能エネルギーの導入と温室効果ガスの削減について

北岡千はる議員（府民クラブ・京都市左京区）

1. KYOのあけぼのプラン(第4次)について
2. ICOM京都大会を契機とした今後のミュージアムの在り方と支援について
3. 信号機のない横断歩道における交通安全対策と教育について